

専攻建築士領域別解説

1 まちづくり 専攻建築士

- (1) 対象資格
一級建築士、二級建築士、木造建築士
- (2) 実務内容
都市デザイン、都市計画に係わる業務
開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務または、企画、調査等のコンサルタント業務
地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動に携わる者
- (3) 実務経歴年数
建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること
- (4) 実務実績件数
実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること
- (5) CPD 単位数
CPDの単位数は、250単位以上を有すること
ただし、経過措置期間内はその措置による（ 審査・登録申請案内書[5]制度導入期の経過措置参照）。
- (6) 専門分野表示（例示 2004年）
都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政

解説

建築士の業務が拡大し、都市計画や地域計画、住民との協働等のまちづくり業務に携わる建築士が多くなってきたこと、建築士が建築の設計を行う場合に、今以上に敷地周辺の環境づくりや、地域のまちづくり活動に関わっていかなければならないと考え、建築士の新しい業務分野として位置づける。まちづくり領域の対象は、単体の建築に比べて、面的、集団的であり、作る過程の企画、計画、開発、設計、行政、指導等、人や物、組織の関連があるものとし、地域の人や他領域の専門家と連携して、地域環境を作り上げることに関わる業務または活動とする。

都市景観、都市計画と建築、法令と住民、開発者と生活者・社会をつなぐ「まちづくりにおけるハードとソフトの両面に関わる技術的素養を身につけた専門家」として位置づける。

都市計画法に係わる業務は、原則として「まちづくり業務」としたが、市街地内での店舗設計等の単純な「開発行為申請業務」は、設計の延長線上にある業務として、「まちづくり」の対象としない。

ただし、「開発行為の申請業務」でも、宅地開発企画(宅地開発・宅地造成等)などで「街並み」や「公園」等の景観づくりや環境づくりなどに関わる業務が盛り込まれているものは、「まちづくり」業務と見なす。

2 設計 専攻建築士

- (1) 対象資格
一級建築士、二級建築士、木造建築士
- (2) 実務内容
建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係わる業務
- (3) 実務経歴年数
建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること
(2)の業務の他に、専攻領域の実務経歴年数には、企画業務、ファシリティマネジメント(FM)、コンストラクションマネジメント(CM)等の業務年数を加えることができる
- (4) 実務実績件数
実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること
- (5) CPD 単位数
CPDの単位数は、250単位以上を有すること
ただし、経過措置期間内はその措置による（ 審査・登録申請案内書[5]制度導入期

の経過措置参照)

(6) 専門分野表示(例示 2004年)

戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、鉄道施設、宿泊施設、スポーツ施設、社寺建築、数寄屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネジメント(FM)、プロジェクトマネジメント(PM)、コンストラクションマネジメント(CM)、積算、リフォーム、診断・改修

(7) 協定団体等の資格の扱い

「建築士」免許を有する「APEC アーキテクト」(2005年11月発足予定)は、建築士会に入会の上、その登録証を以って、審査、認定・登録要件に代えることができる

解説

設計と工事監理業務は、建築士法で業務独占という、重い権限と責任を負っているため、実務実績は特に厳密に審査される。

それ故、「確認申請代行」や「工事監理委任*2」のみの実務実績で申請する者は、「生産専攻」領域で専門分野表示:「確認申請代行」又は「工事監理委任」で申請することになる。

*2:「工事監理委任」とは、他の組織で設計したものを工事監理のみ行う業務を指す。一般の建設会社で設計と監理が別の部署になっている場合で、その設計に全く携わず、監理のみの業務の場合も、「生産」専攻領域で申請することとする。

また、設計専攻建築士は、発注者のニーズに基づき、意匠、構造、設備等を総合化(integration)する役割も担う。

3 構造 専攻建築士

(1) 対象資格

一級建築士

(2) 実務内容

建築士免許を必要とする建築の構造設計及びその工事監理に携わる業務

(3) 実務経歴年数

一級建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(2)の業務の他に、専攻領域の実務経歴年数には、コストマネジメント、コンストラクションマネジメント(CM)等の業務年数を加えることができる

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD 単位数

CPDの単位数は、250単位以上を有すること。

ただし、経過措置期間内はその措置による(審査・登録申請案内書[5]制度導入期の経過措置参照)。

(6) 専門分野表示(例示 2004年)

当面、特に設けない。

(7) 協定団体等の資格の扱い

「一級建築士」免許を有する「APEC エンジニア(構造)」及び(社)日本建築構造技術者協会(JSCA)の認定する「建築構造士」は、その登録証を以って、審査、認定・登録要件に代えることができる。ただし、「APEC エンジニア(構造)」は建築士会の正会員でなければならない。「JSCA 建築構造士」は、建築士会連合会との協定団体により非会員であっても申請することができる

解説

構造専攻建築士は、一級建築士の構造設計の実務者を対象としている。

対象業務は、建築士法の業務独占業を含むので、実務者と研究者を分けて位置付けている。解析、地震、免震等の特殊構造技術のみを専門に行う者は、「教育研究」専攻領域で申請する。

「建築構造士」は、(社)日本建築構造技術者協会の会員であることが条件となっているので、建築士会に入会しなくても申請することができる。

4 環境設備 専攻建築士

- (1) 対象資格
一級建築士、建築士法による「建築設備士」資格を有する二級建築士・木造建築士
- (2) 実務内容
建築の設備設計及びその工事監理に係わる業務
- (3) 実務経歴年数
建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること
(2)の業務の他に、専攻領域の実務経歴年数には、コストマネジメント、コンストラクションマネジメント(CM)等の業務年数を加えることができる
「建築設備士」、または「建築士」免許のいずれか、早い取得時点からの経験年数とすることができる。
- (4) 実務実績件数
実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること
- (5) CPD 単位数
CPDの単位数は、250単位以上を有すること
ただし、経過措置期間内はその措置による(審査・登録申請案内書[5]制度導入期の経過措置参照)。
- (6) 限定表示
環境設備領域の場合、以下の3つの表示いずれかを必ず表示しなければならない。限定表示は複数の表示ができるが、1つの限定表示につき、その特定分野の3件以上の責任ある立場での実務実績に基づくものとする。
 - ・空調設備 : 登録カード(空調)
 - ・給排水衛生設備 : 登録カード(衛生)
 - ・電気設備 : 登録カード(電気)
- (7) 専門分野表示(例示 2004年)
省エネルギー、情報システム
- (8) 協定団体等の資格の扱い
「建築士」免許を有する、(社)建築設備技術者協会の認定する「JABMEE シニア」は、その登録証を以って審査、認定・登録要件に代えることができる。建築士会連合会との協定団体により非会員であっても、申請することができる。

解 説

近年の建築は、建築設備の建築コストに占める比率が拡大し、また、省エネルギーやライフサイクルコスト、情報システム、環境評価など、将来的には業務の拡大と専門分化が進む領域である。

建築学科以外の専門課程からの実務者は、建築設備士受験まで2年、二級建築士受験まで、卒業から7年以上の実務実績を要求されるので、建築士免許取得までに既に十分な実務実績を持つ者が多い。実務経歴年数を緩和する意味で、「建築設備士」または、建築士免許取得のどちらか早い取得時点からの年数を実務経歴年数としている。

環境設備専攻建築士は、全て「限定表示」をする事になり、それぞれ責任ある立場での3件の実務実績が要求される。

「JABMEE シニア」は、認定・登録4要件のうち、「建築士免許保有」は条件となっていないので、建築士であることを要件としている。また、建築設備技術者協会の会員であることが条件となっているので、建築士会に入会しなくても申請することができる。

既に、「環境設備専攻建築士」を取得して限定表示の無い者は、次回の登録更新の際に限定表示をする事になる。また、更新前に限定表示を求める者は、建築士会で限定表示の手続きを行う事ができる。

5 生産 専攻建築士

- (1) 対象資格
一級建築士、二級建築士、木造建築士
- (2) 実務内容

建築施工管理・設備施工管理分野に係わる業務
維持管理、診断・改修、積算、コンストラクションマネージメント（CM）等の建築生
産に係わりのある業務

(3) 実務経歴年数

一級建築士の免許取得後の実務経歴年数は、3年以上、また、「二級建築士」、「木造建築
士」の免許取得後の実務経歴年数は、6年以上を有すること
「一級建築施工管理技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」
の資格を有する場合、それらの資格又は、「建築士」免許のいずれか早い取得時点からの
経歴年数とすることができる

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD 単位数

CPDの単位数は、一級建築士は150単位以上、二級建築士・木造建築士は250単位以上を
有すること

ただし、経過措置期間内はその措置による（審査・登録申請案内書[5]制度導入期の経
過措置参照）

(6) 限定表示

生産領域の場合、以下の4つの表示いずれかに該当する場合は、必ず限定表示しなけれ
ばならない。

限定表示は複数の表示ができるが、1つの限定表示につき、その特定分野の3件以上の
責任ある立場での実務実績に基づくものとする

- ・ 建築施工管理 : 登録カード(建施工)
- ・ 設備施工管理 : 登録カード(設施工)
- ・ 積算 : 登録カード(積算)
- ・ 診断・改修 : 登録カード(診・改)

建築積算協会の認める「建築積算資格者」の資格を有する「建築士」は、積算(積算)の限
定表示に位置づけることができる

*3: (社)日本建築防災協会の認める 「特殊建築物等調査資格者」
(社)日本建築設備・昇降機センターの認める「建築設備検査資格者」
(社)建築・設備維持保全推進協会の認める「建築仕上診断技術者」
「建築設備診断技術者」
「建築・設備総合管理技術者」

「ストック3団体」の認める資格*3を持つ「建築士」は、診断・改修(診・改)の限定表示に
位置づけることができる

生産領域で、上記の4つの限定表示に該当しない場合は、限定表示はせず、専門分野表
示とする

(7) 専門分野表示(例示 2004年)

限定表示をして、更に専門分野表示をする場合

戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム

限定表示をせずに、専門分野表示とする場合

コンストラクション マネージメント(CM)、鉄骨工作図、確認申請代行、工事監理委任、
鑑定書等作成

(8) 協定団体等の資格の扱い

(社)日本建築積算協会の会員で、「建築士」免許を有する「建築積算資格者」は、その
登録証を以って、審査、認定・登録要件に代えることができる。また、建築積算協会の
非会員は建築士会に入会しなければならない

- ② 「建築士」免許を有する「ストック3団体」資格者*3は、その登録証を以って、実務経
歴年数・実務実績件数要件に代えることができる。但しCPD単位数要件を満たすため、建
築士会へ入会の上、CPDに参加、登録し、必要単位数を得なければならない

施工分野は、専門分野の幅が広く、周辺領域が拡大している。近年、CMや積算、維持管理など「サービス提供型(コンサルタント)業務」も出てきており、「施工」ではなく、「生産」という幅の広い名称とした。地域で建築生産を支えている建築士は、これからの地域の地産・地消の推進者、建築に関する「地域の相談相手」、「診療所の建築版」となるような機能を果たすことも期待される。

施工管理は、業務のレベルをそろえるため、一級・二級・木造建築士の区別をつけずに実務経験年数の違いで、最短到達年齢(27歳)で揃えることとしている。

施工管理の実績で申請する者は、「建築施工管理」、「設備施工管理」のどちらか又は両方で限定表示をしなければならない。既に、生産専攻建築士になり、限定表示をしていない者は、登録更新時に限定表示をする。また、更新前に限定表示を求める者は、建築士会で限定表示の手続きを行う事ができる。

確認申請代行、工事監理委任を専門に行う者は、「生産」領域の専門分野表示で申請する。

資格の合意協定を結んだ団体の資格を限定表示に位置づけ、また、現場で施工管理を行う専攻建築士の業務も限定表示とすることで専門家の位置づけをより明確化する。

「建築積算資格者」は、4要件のうち『建築士免許保有』は条件となっていない。また、日本建築積算協会の会員であることも条件となっていない。それ故、建築士であることを前提とし、「建築積算協会」又は「建築士会」の会員となることを前提として、生産(積算)専攻建築士に申請することができる。

「ストック3団体」資格*3は、認定・登録4要件のうち、『建築士免許保有』は条件となっていない。また、ストック3団体は資格者の会員組織ではなく、CPD制度をまだ実施していないので、「建築士会へ入会し」、CPDに参加、登録し、必要単位数を取得することで、生産(診断・改修)専攻建築士に申請することができる。

6 棟 梁 専攻建築士

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築(社寺建築、数寄屋等)の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工(木工技能)に係わる業務

日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工(木工技能)に係わる業務

(3) 実務経歴年数

一級建築士の免許取得後の実務経歴年数は、5年以上、また、「二級建築士」、「木造建築士」の免許取得後の実務経歴年数は、8年以上を有すること

「一級建築施工管理技士」または「建築士」免許のいずれか、早い取得時点からの経歴年数とすることができる

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、250単位を有すること

ただし、経過措置期間内はその措置による(審査・登録申請案内書[5]制度導入期の経過措置参照)

(6) 専門分野表示(例示 2004年)

社寺仏閣建築、数寄屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等

(7) 協定団体等の資格の扱い

「建築士」免許を有する「NPO日本伝統建築技術者保存会の正会員」及び日本伝統建築技術保存会が認める「日本伝統建築技能者」はその認定証の写しにより、実務経歴年数、実務実績件数要件に代えることができる。但しCPD単位数要件を満たすため、建築士会入会の上、CPDに参加、登録し、必要単位数を得なければならない

解 説

これまでの伝統建築技術者の歴史的経緯や現状認識を踏まえ、これからの「棟梁」の概念をより拡大的に捉え、棟梁専攻建築士をより発展的な形に捉え直した。

1985年の「家づくり85」の国家プロジェクトが契機となって、建築士の伝統構法に着目した木造住宅づくりへの関心が大きな高まりをみせた。殊に、1990年代に入り、各地で建築士(設計者)を中心に川上、

川下の合理的連携を図りつつ伝統構法の良さを見直した在来木造住宅の改善運動が起り、一定の成果を上げつつある(例えば、ひょうごネットワーク木の道、モクネット 21、板倉の家、香川・徳島の連携の家づくり、Ms のネットワーク、青森ヒバの会ネットワーク、東京の木で家をつくる会等々)。また、こうした建築士の木造建築への関心の全国的な広がりを踏まえ、いくつかの建築士会では「木造塾」の継続的開催に取り組み始めている(例えば、山口、長野、静岡、岐阜等)。

しかし、一方の現実として、こうした伝統構法に依拠した木造建築を実現しうる「木組み」の技能を持った志のある大工職人が、地域の中で一団の集団として見えないのが実情である。従って、建築士会は、設計分野の建築士と施工分野の建築士(大工)が地域毎に手を組んで、地域社会の人たちに、安定して良質なストックとしての木造住宅を生産できる社会的体制を、地域毎に作り上げるべきと考えた。そして、そのためには、何よりも先ず「木組み」の技能に習熟した大工建築士を「棟梁専攻建築士」として社会的に評価し、併せて、世の中の人々によく見えるようにすべきと考え、結果として、全国各地に多くの棟梁専攻建築士が活躍できる環境が整うことを期待する。

「日本伝統建築技術者保存会の正会員」及び日本伝統建築技術保存会が認める「日本伝統建築技能者」は、認定・登録 4 要件のうち、『建築士免許保有』は条件となっていない。日本伝統建築技術保存会の会員であることは条件となっているが、団体として CPD を実施していないので、建築士会入会の上、CPD に参加、登録し、必要単位数を取得して、申請することができる。

7 法令

(1) 対象資格

一級建築士

(2) 実務内容

行政機関、民間確認検査機関、性能評価機関等での法令の策定、確認検査、住宅性能評価等に係わる業務

裁判所(民事調停委員、民事鑑定委員、民事鑑定人等)、行政(建築工事紛争委員会委員、建築士審査会、建築審査会等)、建築士会等における建築技術的、法的立場から支援業務

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、3年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績 3 件以上を有すること

(5) CPD 単位数

CPD の単位数は、150 単位以上を有すること。

ただし、経過措置期間内はその措置による(審査・登録申請案内書[5]制度導入期の経過措置参照)

(6) 専門分野表示(例示 2004 年)

建築確認・検査、性能評価、保証検査、紛争調停、建築相談、鑑定書等作成、特定行政庁等業務

(7) 協定団体等の資格の扱い

「建築基準適合判定資格者」の資格証を以って対象資格、実務経歴年数、実務実績件数要件に代えることができる。ただし、CPD 単位数要件を満たすため、建築士会に入会のうえ、CPD に参加登録し、必要単位数を得なければならない

解説

法令専攻建築士は、「建設関連法令」に関する専門家として位置付ける。プロジェクトには、直接関与しないが、建築の質を担保する重要な役割を担い、「建築の法制」の専門家として位置づける。

法令の策定作業、確認検査業務、住宅性能評価業務、裁判所(民事調停委員、民事鑑定委員、民事鑑定人)支援業務、行政(建設工事紛争審査会委員会委員、建築士審査会委員、建築審議会委員)支援業務、建築士会の建物相談(法令に関する)等の実績を対象実務としている。

官庁(国、地方自治体、公共団体)で建築の企画、設計および工事監理に従事している者は、その専攻領域である「設計」、「構造」、「環境設備」で申請できる。また、施工現場での管理業務も「生産専攻領域」として扱う。

(8)教育研究 専攻建築士

- (1) 対象資格
一級建築士、二級建築士、木造建築士
- (2) 実務内容
教育機関（工業高校、専門学校、大学等）において、建築に関する教育、訓練等に携わる者
研究・調査・開発機関（大学を含む）及び企業の研究開発部門等で、特定の専門分野の研究開発等に携わる者
- (3) 実務経歴年数
建築士免許取得後、専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること
- (4) 実務実績件数
実務経験期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること
教育機関においては、通年担当する講座（科目等）を1件とする
建築学会及び関連機関での公表論文等を1件とする
研究開発部門での調査・開発プロジェクトは1年間で1件とする
学位論文については、修士論文は2件、博士論文は3件とする
- (5) 専門分野表示（例示 2004年）
設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史
- (6) CPD 単位数
CPDの単位数は、250単位以上を有すること
ただし、経過措置期間内はその措置による（審査・登録申請案内書[5]制度導入期の経過措置参照）

解 説

当初より教育・研究機関に所属する建築士をどのように専攻領域に位置づけるかについて、特別委員会で議論となっていた。本制度が実務者を主体にした制度であること、教育研究者でも7つの領域の実務実績があれば、専攻領域に位置づけられること、設計・工事監理業務の実績の無い建築士を業務独占の領域（設計・構造・環境設備）の中に位置づけることへの消費者に対する配慮、また、該当する建築士の数も少ないであろうという予測から、「まちづくり」、「生産」の中で限定表示することで本制度を開始した。

しかし、教育研究機関に所属する多くの建築士が、建築士会活動の主要な役割を担っている現実も判明し、それらの建築士を合理的な形で位置づける必要が出てきた。

そこで、建築士会は、かねてより建築士の資質向上へ向けた教育を建築士会活動の柱の一つに掲げ、「指定講習」を実施し、更に包括的な能力開発として「CPD 制度」を開始し、21世紀の新しい「建築士像（幅広い基礎的素養、高い専門知識、健全な職業倫理）」の確立のために本制度を創設したところであり、その推進には、実務者と教育研究者との繋がりが不可欠で、建築士会が実務者と教育研究者の連携の場として機能していくことが大切であると考えている。こうした連携は、初期の専門家教育（IDP）への実務訓練の強化、そして、新しい分野への転進・挑戦の場としての教育機関と、地域の大学による「CPD 制度」の支援、専門家の「生涯教育」の充実などへの展望も開けると考えている。